

建設工事等に係る苦情対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県道路公社(以下「公社」という。)が発注する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計並びに工事用資材の購入(以下「建設工事等」という。)の入札・契約に係る苦情(指名停止等に関するものを除く。)への対応について、必要な事項を定めるものとする

(対象となる苦情)

第2条 この要領の対象となる苦情は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円以上である建設工事等の入札・契約に係るものとする。

(苦情申立て)

第3条 建設工事等に係る入札・契約に参加した者若しくは参加しようとした者(以下「供給者」という。)は、公社に対し、氏名、商号又は名称及び住所、連絡先、申立ての対象となる事案並びに不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載した書面(別記様式)により苦情を申し立てること(以下「苦情申立て」という。)ができるものとする。

2 供給者は、次に掲げる期間内に、苦情申立てを行うことができるものとする。

(1) 指名に関する苦情については、公表を行った日の翌日から起算して5日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)以内

(2) 前号以外の事項に係る苦情については、苦情に係る事実を知ることができた日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内

3 供給者が、公社に対し苦情申立てを行いたい旨申し出た場合には、当該調達を発注した課長又は発注しようとした課長又は工事事務所長(以下「調達担当課長等」という。)は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

(苦情申立てへの対応)

第4条 苦情申立てを受理した場合、調達担当課長は、直ちに別に定める公社建設工事競争入札委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

2 苦情申立てを受理した場合、調達担当課長等は、苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、当該審議が終了した日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い委員会委員長が講じようとする措置の概要を苦情申立者に対し明らかにするものとする。

- 3 調達担当課長等は、前項の規定により苦情申立者に回答したときは、苦情申立書及び回答書の写しを閲覧方式により公表するものとする。
- 4 苦情申立てを受理した場合、調達担当課長等は、申立期間の経過後その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後5日(県の休日を除く。)以内に当該申立てを却下することができるものとする。
- 5 苦情申立ては、原則として入札・契約手続の執行を妨げるものではないことに留意するものとする。なお、苦情申立者から入札手続の執行の停止の申出があったときは、執行の停止について、委員会の意見を聴くものとする。

(委員会による対応)

第5条 委員会は、第5条第2項の規定により苦情の申立てを受理し、調達担当課長等から報告があった場合、苦情の申立てのあった日からおおむね10日(県の休日を含む。)以内に審議結果をまとめるものとする。この場合、委員会は、検討の結果の根拠に関する説明を付して、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、必要に応じて適正な是正策を示すものとする。

- 2 委員会は、苦情の申立てを受理した場合、調達担当課長等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。
- 3 委員会は、調達手続等における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、参加者の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が公社に与える負担、調達の緊急性、公社の業務に対する影響等当該調達に関する影響を考慮するものとする。
- 4 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員会の委員は、当該苦情の審議に参加することができないものとする。
- 5 委員会は、必要に応じ、審議の対象となる調達等に関し識見を持つ者から意見を聴くことができるものとする。この場合において、当該識見を持つ者は、当該調達等に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
- 6 委員会は、公社が受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この要領による当該処理手続に従い苦情についての審議を行うものとする。
- 7 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しないものとする。
- 8 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(要領の公表)

第6条 この要領は、公社本社で閲覧方式により公表するものとする。

附 則(平成19年10月1日訓令第17号)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成24年9月1日訓令第7号)

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成27年3月1日規程第1号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。